

重要事項説明書

この重要事項説明書は、基本約款及び次の契約種別の個別約款(以下、約款等といいます。))に基づきお客さまと大阪ガス株式会社(以下、当社といいます。))との間で締結するガス需給契約(以下、本契約といいます。))について説明を行うものです。お申込み前に、記載内容をご確認ください。

本契約を締結いただいた場合は、当重要事項説明書に記載の内容について、お客さまに承諾いただいたものとさせていただきます。

1. 個人情報の取扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取り扱うとともに、手続きに必要な範囲で、当社、一般ガス導管事業者及びガス小売事業者との間で共同利用いたします。 当社プライバシーポリシー (<https://www.osakagas.co.jp/info/privacy.html>)

2. 契約の申込みについて

- お客さまは、個別約款に定める適用条件を全て満たす場合には、当社に対して、本契約を申し込むことができ、当社と協議のうえ、本契約を当社と締結していただきます。
- 本契約及び他の契約を契約期間満了前に解約されたお客さまが、同一需要場所で、本契約の申込みをされた場合で、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合、申込者が当社との他の契約にかかる債務を所定の履行期限を経過しても履行していない場合、当社の責めによらない事由によりガスの供給が不可能もしくは著しく困難な場合、内管が一般ガス導管事業者により工事を実施されたものでない場合等には、当社は申込みを承諾できないことがあります。

3. 契約内容

- 本契約の契約内容の詳細は、約款等に従うものといたします。
- 当社は、ガス事業法令において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、約款等のPDFファイルを当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします(閲覧には最新版のPDFファイル閲覧用ソフトをご利用ください。)。 (基本約款)URL:<https://home.osakagas.co.jp/price/menu/clause/index.html> (個別約款)URL:<https://ene.osakagas.co.jp/gas/citygas/menu/index.html>
- 当社は、約款等その他契約内容を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更内容をお知らせし、お客さまから異議のお申し出がないときは、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の約款等その他契約内容によるものといたします。また、ガス事業法令に基づく供給条件の説明および書面交付は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、変更事項のみを説明し、記載することについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、約款等について、形式的な変更その他の自由料金契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、ガス事業法に基づく供給条件の説明および書面の交付は、説明を要する事項のうち変更事項の概要のみを契約締結前書面を交付することなく説明するものといたします。また、契約締結後の書面交付については、これを行わないものといたします。

4. 適用開始予定日

- 適用開始予定日は、原則、開栓日もしくは従前の契約の最終定例検針日の翌日といたします。また、適用開始予定日は、手続きの都合等で変更となる場合があります。

5. 料金算定方法

- ガス料金は、需要家料金と1立方メートルあたりの単位料金に契約容量を乗じた定格料金を合計して算定します。
- 適用単位料金は、都市ガスの原料価格の変動に応じて毎月調整いたします。
- 適用される料金表は、ガス料金試算書等をご参照ください。

6. 料金の算定期間と料金のお支払

- 一般ガス導管事業者は、ガス灯の使用量を算定するための検針を行いません。当社は、一般ガス導管事業者が検針を行ったと見なした日を検針日として、料金算定期間といたします。
- 料金の算定期間は、1ヶ月を単位として算定し、原則として検針の翌日から次の検針日までの期間といたします。
- 料金算定期間の日数次第で約款等に定める日割計算を実施する場合があります。
- ガス料金の支払義務は、約款等の定めに基づき、検針日、使用量の算定に関し協議の成立した日等に発生し、支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、約款等の定めに従い延滞利息を申し受けます。
- 料金または延滞利息は、口座振替または払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。また、払込みにてお支払いいただく場合、当社は、そのお客さまに対し、払込書の発行・送付にかかる事務手数料として330円(税込)を申し受けることができるものとします。
- 支払期限日を経過してもなお料金(当社との他の契約の料金を含みます。)、延滞利息または約款等に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合やガスを不正に使用した場合等、当社が約款等で定める一定の事由に該当するときは、ガスの供給を停止または解約することがあります。ガスの供給停止に先立ち、請求書をお送りするときは、当社は、そのお客さまに対し、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として330円(税込)を申し受けることができるものとします。また、当該理由でガスの供給を停止した後、供給を再開するときは、当社は、そのお客さまに対し、供給再開にかかる手数料として3,300円(税込)を申し受けることができるものとします。

7. 契約期間及び更新に関して

- 本契約の契約期間は原則として1年間とします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまのいずれからも何ら意思表示がない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。契約を延長する場合、ガス事業法令に基づく供給条件の説明および契約締結前書面交付は、延長後の契約期間のみを契約締結前書面を交付することなく説明するものといたします。また、契約締結後の書面交付については、ガス小売事業者名及び住所、契約年月日、延長後の契約期間および供給地点特定番号のみの記載とする場合があります。
- お客さまは次の契約期間における契約内容を変更しようと希望される場合には、原則として契約期間満了時の2か月前までに当社に対してその旨を申し出なければならないものといたします。

8. 契約の変更及び解約について

- お客さまが、需要場所におけるガス小売事業者の変更以外の事由により本契約を契約期間中に解約しようとする場合は、あらかじめその解約日を定めて、当社に通知していただきます。
- お客さまが、需要場所におけるガス小売事業者の変更により本契約を解約しようとする場合は、原則変更後のガス小売事業者を介して当社に通知していただくものといたします。この場合、当社への解約のお申し出は不要です。
- 変更後のガス小売事業者を介して解約を通知出来ない場合は、お客さまより、あらかじめ解約日を定めて、その解約日の30日前までに当社に通知していただきます。これを超えて通知をいただいた場合にはご指定の解約日に解約できない場合があります。
- 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款またはガス事業法その他関係法令が変更された場合には、当社は、契約期間中であっても本契約を変更または解約することができるものといたします。
- 社会的及び経済的変動がはなはだしく契約の存続が不適当と認められる場合、お客さまのガス使用計画に変更がある場合または当社のガス事業の遂行に支障が生じる場合には、契約期間中であっても双方協議して本契約を変更または解約することができるものといたします。
- 契約締結時に想定しなかった当社原材料費の変動、金利動向の変動、その他当社のガス事業をめぐる社会的及び経済的変動のため、当社が約款等及び本契約に変更が必要であると判断した場合には、お客さまと当社との間で変更について協議するものといたします。
- その他お客さまが個別約款で定める事項に該当した場合は、契約期間中であっても、当社は、ただちに本契約を解約できるものといたします。また、契約の解約時にお客さまが当社に対して支払うべき債務がある場合にはただちに弁済していただきます。

9. 導管、ガスメーター、その他設備に関する費用負担について

- ガス工事をお申込みされる場合は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者にお申込みをしていただきます。
- 内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置及び整圧器はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。
- ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。
- 供給管は一般ガス導管事業者が所有し、これに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまの都合で供給管の位置変えを行う場合は、これに要する工事費はお客さまにご負担いただきます。
- 本支管及び整圧器(お客さまのために設置される整圧器は除きます。)は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管事業者のガス工事約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。
- その他設備に関するお客さまの費用負担については、一般ガス導管事業者のガス工事約款及び約款等の定めに従うものといたします。

10. 導管、器具、機械その他設備に関する保安上の責任について

- 内管及びガス栓等、一般ガス導管事業者のガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。
- お客さまは、ガス漏れを感じたときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- お客さまは、当社及び一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合又はこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。
- その他保安について、基本約款の「保安に対するお客さまの協力」、「お客さまの責任」に定められた事項を遵守していただきます。

11. その他

- 当社が供給するガスの熱量、圧力及びその属するガスグループは、次の通りです。

標準熱量：45メガジュール	最低熱量：44メガジュール	ガスグループ：13A
供給圧力（高圧）	最高圧力：9.99メガパスカル	最低圧力：9.99メガパスカル
供給圧力（中圧A）	最高圧力：0.99メガパスカル	最低圧力：0.30メガパスカル
供給圧力（中圧B）	最高圧力：0.29メガパスカル	最低圧力：0.05メガパスカル
供給圧力（中間圧）	最高圧力：35.0キロパスカル	最低圧力：2.5キロパスカル
供給圧力（低圧）	最高圧力：2.5キロパスカル	最低圧力：1.0キロパスカル

ただし、供給圧力（低圧）以外の場合、お客さま及び一般ガス導管事業者と協議の上、圧力を定めて供給することがあります。
- 当社又は一般ガス導管事業者は、災害の発生などによりガスの供給を中止または制限する場合があります。これら、当社又は一般ガス導管事業者の責めによらずにガスの供給を中止または制限する場合、当社又は一般ガス導管事業者は損害賠償責任を負わないものといたします。
- 当社及び一般ガス導管事業者が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設またはガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由が無い限り、立ち入ることを承諾していただきます。
- ガス供給に伴い必要なお客さまの協力、保安等や調査に対して必要なお客さまの協力、その他託送供給約款におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 他のガス小売事業者から切り替えて当社のガスをご契約いただく場合には、違約金等解約に伴う不利益事項が発生する場合があります。
- 当社は、ガス事業法において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、約款等を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。

ガス小売事業者			
小売事業者名	大阪ガス株式会社		
事業者住所	大阪府大阪市中央区平野町4丁目1番2号		
代表取締役社長	藤原 正隆	登録番号	A0024
お問合せ先			
・ 大阪ガスエネルギーコンタクトセンター TEL:0120-652-233 平日(月～金):午前9時00分～午後5時30分 ※ お問合せ内容によっては、担当部署から改めてお返事させていただきます。 場合がございましたら、あらかじめご了承ください。			
・ お問合せフォーム URL: https://www.osakagas.co.jp/ssl/form/ene/index.html			
なお、料金のお支払方法の変更については、以下で承っております。 ・インターネットによる受付:「大阪ガス お支払方法」で検索 URL: https://home.osakagas.co.jp/c_support/payment/ ・お電話による受付 TEL:0120-0-94817 (月～土):午前9時～午後7時 (日・祝):午前9時～午後5時 ※ お電話は、大変混み合い、つながりにくい場合があります。ご不便をおかけして誠に申し訳ありませんが、その場合は、インターネット受付をご利用ください。			

以上